

(平成27年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、申立人のA社（以下「申立事業所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年8月20日であったと認められる。

以上のことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月5日から20年8月20日まで

私は、昭和19年4月に同級生二人と一緒に申立事業所に入社し、終戦後に退職して帰郷したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所においてB職として一緒に入社し勤務していた同級生として氏名を挙げた同僚は、申立事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、前述の同僚は、「私は、昭和19年4月に申立人と一緒にB職として申立事業所に入社し、同じ部署で、申立人と一緒にC業務に就いていた。その後、終戦を迎えた20年8月中頃に申立事業所を退職した。申立人も同月に退職したが、その時期は私よりも少し後だったと思う。」と述べていることなどから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

一方、申立事業所に係る被保険者名簿によると、申立人と姓が同じで、名と生年月日が一部相違する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の被保険者記録（厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年4月5日、同資格の喪失日は20年8月20日。以下「未統合記録」という。）が確認できる。

また、前述の未統合記録における厚生年金保険被保険者記号番号は、前述の同僚の記号番号と連続して払い出されていることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る被保険者名簿等において、申立人と同姓の厚生年金保険被保険者は、前述の未統合記録以外に見当たらず、オンライン記録においても、当該未統合記録における氏名及び生年月日と同一のものは、ほかに見当たらないことなどから、当該未統合記録は、申立人の記録であると考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、前述の未統合記録に係る申立事業所の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の申立事業所に係る資格取得時（昭和19年4月5日）の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から50年11月まで

私は、20歳になる前からA市に居住していた叔父家族と同居し、その後、時期は定かではないが、叔父家族と一緒にB市に転居した。

私の国民年金の加入手続は、私が20歳になった頃に、叔父がA市かB市のいずれかの市で行ってくれたと思う。

また、国民年金保険料の納付については、A市に居住していた頃は特に記憶していることは無いが、B市では、自宅に来ていた女性の集金人を通じ、定期的に4,000円程度を叔父が納付していたことを記憶しており、叔父が不在のときは、私が納付したこともあった。

申立期間を保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の叔父は、既に死亡している上、申立人は、叔父が不在のときは自らが保険料を納付していたとしているが、保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していたとするA市を管轄していたC社会保険事務所（当時）及びB市を管轄していたD社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿並びにオンライン記録において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人及びその叔父は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間は70か月と長期間であり、これだけの期間にわたって行政機関等が申立人の国民年金に関する事務処理を連続して誤るとは考え難い。

加えて、申立人及びその叔父が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5438（九州（福岡）厚生年金事案 5369 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る船員保険被保険者期間について、戦時加算該当期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月22日から20年8月30日まで

申立期間について、船員保険の戦時加算該当期間とされていなかったため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、私が乗船していた「A丸」は、戦時加算該当船舶名簿に記載されている「A丸」とは別の船舶であるとの理由から、年金記録の訂正は認められなかった。

「A丸」（船舶番号*）の航海記録が記載された資料を添付して再度申し立てるので、同船舶を戦時加算該当船舶名簿に記載されている船舶と同様に取扱い、申立期間を戦時加算該当期間と認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

戦時加算に該当する船舶は、指定海域を航行する距離及び日数の基準が定められており、船舶所有者からの届出を基に作成された戦時加算該当船舶名簿に記載されていることが必要とされているところ、申立期間の申立てについては、申立人の妻が、B社が保管する申立人に係る人事記録に記載された船舶と同じ船舶であると主張している大東亜戦争徴^{よう}傭船舶行動概見表に記載された「A丸」（船舶番号*）は、船舶原簿の記載内容から、戦時加算該当船舶名簿に記載された「A丸」とは別の船舶であったと考えられること、また、海軍甲船員期間で旧船員保険の被保険者期間とみなされる期間は、戦時加算の対象とされているが、厚生労働省が保管する申立人の履歴書（軍歴）では、申立人の旧海軍における^{よう}傭人としての雇用形態が「嘱託」と記載されているため、海軍甲船員と判断することはできないと日本年金機構が

回答していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 26 年 12 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、「A 丸」（船舶番号＊）の航海記録を提出し、申立人が申立期間において乗り組んでいた当該船舶を戦時加算該当船舶として認めてほしいとして再度申し立てている。

しかしながら、前述の資料は、前回提出のあった大東亜戦争徴^{よう}備船舶行動概見表の航行記録の続きが記載されたものであり、資料に記載されている「A 丸」（船舶番号＊）は、戦時加算該当船舶名簿に記載された「A 丸」とは別の船舶であったと考えられる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る船員保険被保険者期間について、戦時加算該当期間として認めることはできない。